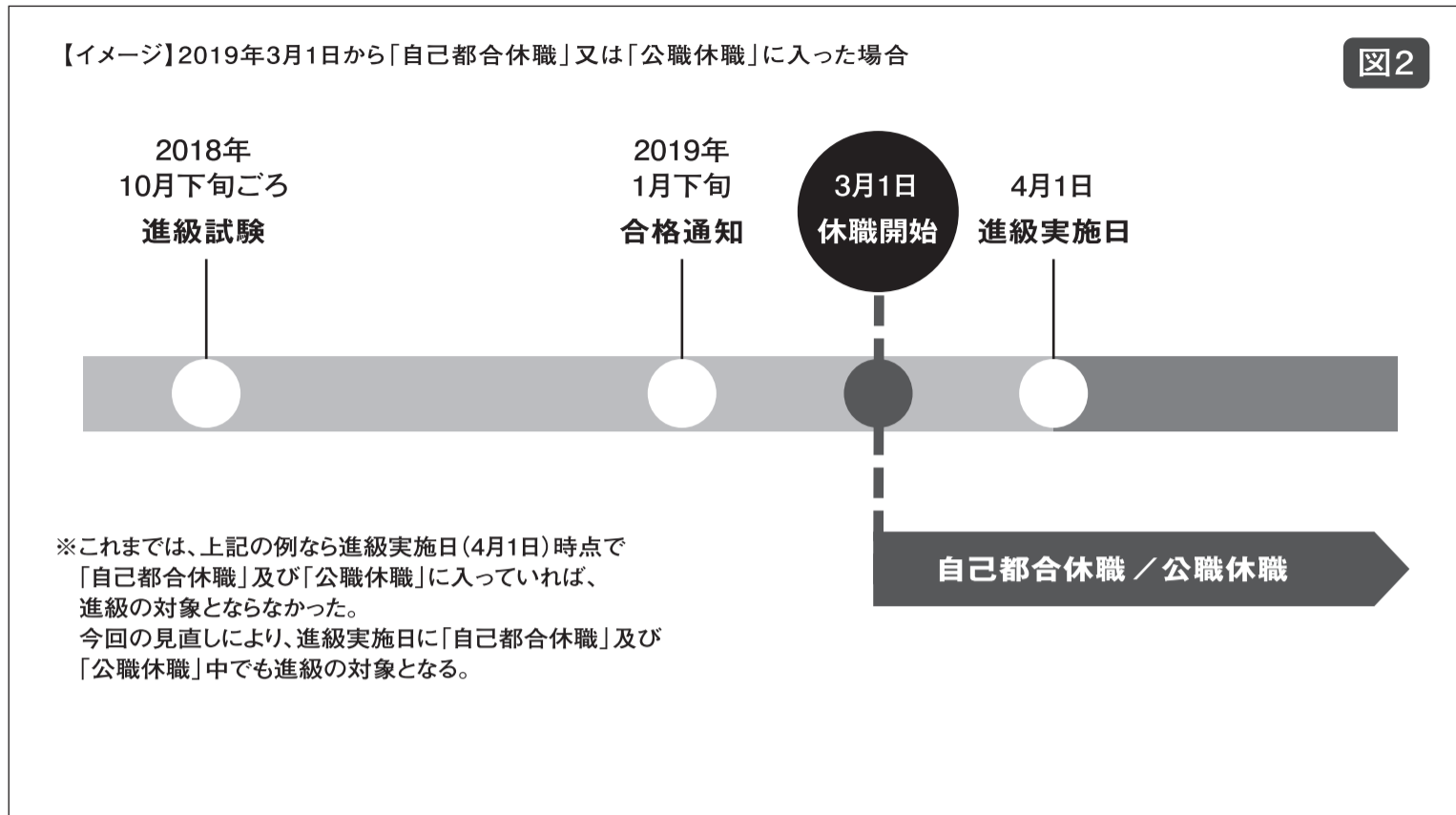


■昇進制度について【進級試験受験における休職対象者範囲の改正】

①今回の見直しにより、進級実施日において、自己都合休職、公職休職中の者についても進級試験の受験対象となる。



① 今回の見直しにより、進級実施日において、自己都合休職、公職休職中の者についても進級試験の受験対象となる。

図2 参照

② 今回の見直しにより、調査期間において、育児休職、育児休職(小学校)、介護休職、自己都合休職、公職休職の期間が60日以上ある者でも進級試験の受験対象となる。

図3 参照

② 今回の見直しにより、調査期間において、育児休職、育児休職(小学校)、介護休職、自己都合休職、公職休職の期間が60日以上ある者でも進級試験の受験対象となる。

